

後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ

令和2年4月1日から

後期高齢者医療保険料の軽減制度が一部変わります

■世帯の所得に応じた均等割額の軽減割合が見直されます

対象の方

世帯主及び世帯の被保険者全員の所得の合計額が33万円以下で被保険者全員の公的年金の控除額を80万円として計算し、所得が0円となる方

《改正前（令和元年度保険料まで）》

均等割額 **8割軽減**



《改正後（令和2年度保険料から）》

均等割額 **7割軽減**

対象の方

世帯主及び世帯の被保険者全員の所得の合計額が33万円以下の方で上記に該当しない方

《改正前（令和元年度保険料まで）》

均等割額 **8.5割軽減**



《改正後（令和2年度保険料から）》

均等割額 **7.75割軽減**

■均等割額の軽減対象となる方の所得の範囲が拡大されます

◎均等割額が5割軽減される方

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
《改正前（令和元年度保険料まで）》

「基礎控除額(33万円)」+「28万円×世帯の被保険者数」



《改正後（令和2年度保険料から）》

「基礎控除額(33万円)」+「28万5千円×世帯の被保険者数」

◎均等割額が2割軽減される方

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
《改正前（令和元年度保険料まで）》

「基礎控除額(33万円)」+「51万円×世帯の被保険者数」



《改正後（令和2年度保険料から）》

「基礎控除額(33万円)」+「52万円×世帯の被保険者数」

- ◆上記の変更については、いずれも令和2年度の保険料から適用されます。
- ◆おひとりごとの保険料の額は、令和2年6月中旬に算出・決定し、7月に郵便でお知らせします。
- ◆令和3年度にも軽減制度の変更が予定されています。変更内容について詳しくは下記までお問い合わせください。

詳しくは、**お住まいの市町の担当窓口** または
滋賀県後期高齢者医療広域連合（電話 077-522-3013） まで
〒520-0044 大津市京町四丁目 3-28 ホームページ <http://www.shigakouiki.jp/>